

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 7 年 6 月 23 日

葛飾区長

葛飾区条例第46号

葛飾区体育施設条例の一部を改正する条例

葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 5 項の表(2)の部備考中第 7 項を第 8 項とし、第 4 項から第 6 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4   トラック及びフィールドの貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の使用料は、当該施設の当該使用単位の使用料の100分の200相当額とする。

別表第 3 の 1 の部(1)の款備考第 4 項及び第 5 項中「利用者」を「貸切り使用の利用者」に改め、同部(2)の款備考中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4   トラック及びフィールドの貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の200相当額とする。

別表第 3 の 2 の部(1)の款備考第 5 項中「利用者」を「貸切り使用の利用者」に改め、同部(2)の款に備考として次のように加える。

備考   水元多目的広場（全面）及び水元多目的広場（半面）の貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の100分の200相当額とする。

別表第 3 の 3 の部(2)の款備考中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4   トラック及びフィールドの貸切り使用の利用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の当該使用単位の限度額の100分の200相当額とする。

別表第 3 の 4 の部備考に次のように加える。

- 4 球技場（1 面）、小菅フットサル場（1 面）、堀切フットサル場（1 面）、東金町多目的広場（全面）、東金町多目的広場（半面）、新宿多目的広場（全面）及び新宿多目的広場（半面）の貸切り使用の使用者が、営利を目的とする場合の限度額は、当該施設の限度額の100分の200相当額とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の付則第 5 項及び別表第 3 （1 の部(1)の款備考第 4 項及び第 5 項並びに 2 の部(1)の款備考第 5 項を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る使用について適用し、同日前の申請に係る使用については、なお従前の例による。